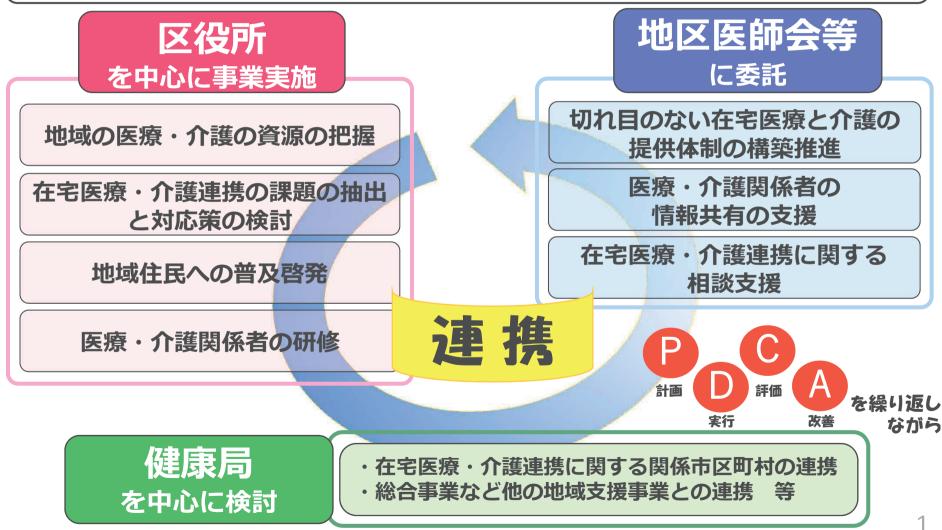
在宅医療・介護連携推進事業の概要 ~大阪市の取組み体制~

在宅医療・介護連携推進事業の概要 ~大阪市の取組み体制~

~「PDCAサイクルに沿った取組項目」~



在宅医療・介護連携相談支援室について

在宅医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える 体制を構築する目的で『在宅医療・介護連携相談支援室』を設置しています。

『在宅医療・介護連携相談支援室』に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーター を配置しています。

コーディネーターは、看護師・介護支援専門員・医療ソーシャルワーカー等の医療・介護の 専門職です。

相談支援室の役割

①医療と介護の「橋渡し役」

②医療・介護関係者・機関との「顔の見える関係」構築

③切れ目のない医療・介護の提供体制構築のための医療・介護分野における課題抽出と 解決に向けた取組み支援

④医療・介護関係者のスムーズな「情報共有」の支援

⑤区役所の在宅医療・介護連携推進事業担当者との連携

